

平成30年4月

美里町教育委員会臨時会議事録

平成30年4月教育委員会臨時会議

日 時 平成30年4月4日(水曜日)

午後1時00分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎教育長室

出席者 教育委員(5名)

教 育 長 大 友 義 孝

1 番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2 番 委 員 成 澤 明 子

3 番 委 員 留 守 広 行

4 番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 佐々木 信 幸

主幹兼学校給食係長 小 南 友 里

傍聴者 なし

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

・ 審議事項

第 2 議案第1号 美里町部活動指導員設置規則について

第 3 議案第2号 美里町学校給食費に関する条例施行規則について

第 4 議案第3号 美里町学校給食調理施設運営規則について

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

・ 審議事項

第 2 議案第 1 号 美里町部活動指導員設置規則について

第 3 議案第 2 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則について

第 4 議案第 3 号 美里町学校給食調理施設運営規則について

午後 1 時 開会

教育長（大友義孝） 委員の皆様、大変お忙しいところ恐縮でございます。

ただいまから平成 30 年 4 月教育委員会臨時会を開会させていただきます。座らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今日は変則な会場での会議ということになりましたこと、おわびしたいと思います。次々に今日は会議がございまして、会場のほうが控え室とかいろんな部分で使用されるということがございまして、この場での会議開催となりましたこと改めておわびいたします。

それでは、早速、会議を始めさせていただきますが、本日の出席委員は教育長を含め 5 名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして、教育次長兼教育総務課長、それから学校給食係長が出席をいたしております。

今日の会議のほうの日程がございしますが、議事日程のとおり進めさせていただきたいと思っております。

日程 第 1 議事録署名委員の指名

教育長（大友義孝） 日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、議事録署名委員は、今回は 1 番委員の後藤委員、2 番委員の成澤委員にお願い申し上げます。

審議事項

日程 第 2 議案第 1 号 美里町部活動指導員設置規則について

教育長（大友義孝） 日程第 2、議案第 1 号 美里町部活動指導員設置規則について上程させていただきますので、これから説明を申し上げたいと思います。

議案の資料のほうを見開きいただきまして、議案第 1 号 美里町部活動指導員設置規則でありますけれども、こちらにつきましては 3 月定例会の際に一度見ていただいた部分でございますので、文言の整理等をさせていただきました。

それから、議会の 3 月会議におきまして条例が可決を賜りましたので、条例番号等について

も入れたところでございます。

こちらは、これから中学校における部活動に対する指導体制の充実を図ることを目的といたしまして、任用、それから勤務時間、その他の勤務条件につきまして定めさせていただきました。

報酬の部分につきましては、説明資料のほうの美里町職員の給与に関する条例というのがございます。こちらのほうの第20条の2のほうで、一般職の非常勤職員の給与について定めております。ここは基本報酬ということで、月額の上限、それから日額の上限、時間給の上限をここで定めさせていただきました。この条例があることによりまして、規則のほうではその報酬の部分につきましては割愛させていただいたほうがいいというふうに判断をさせていただいたところでございます。

したがって、さきにお示しした規則のほうから「報酬」、それから、5条の第3項のほうに「報酬の額は1時間当たり1,600円とする」と入ってございましたが、この部分を削除させていただきまして、今回の規則提案ということにさせていただきました。

説明につきましては以上のようなことでございますが、これより議案の質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。後藤委員。

委員（後藤眞琴） 給与に関する条例のところ、これは全て「規則で定める額とする」とか「規則で定める」となっているんですけども、この規則を見れば、部活動指導員の給与というのはわかるわけですか。

教育長（大友義孝） 先生のお話だと……

委員（後藤眞琴） 美里町職員の給与に関する条例で、この4番、5番、6番、規則で定める額とする、となっていますよね。すると、その規則を見れば幾らとなるということはわかるわけですね。

教育長（大友義孝） では、今のご質問にお答えさせていただきます。

この条例の規則で定めるの部分でございますけれども、きちっと1,600円とか幾らという部分は明示してございません。あくまでもこの内数の中で動くということに相なります。

したがって、この規則での上限額の内数であればそれはいいということなのですが、規則で1,600円とかという部分を改めて必要とするものではないということでございます。

ですから、その他の部分の支給方法等につきましてはここに規則並びに条例で定められた部分になりますので、例えば今時給が1,600円の部分が1,700円にしなければならない理由とかもしございますれば、当然規則ではないのですが、委員会の中でそれをご協議いた

くということにはなってまいります。

委員（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

教育長（大友義孝） 千葉委員、どうぞ。

委員（千葉菜穂美） こちらの綴じているほうは資料編ですよ。（「はい」の声あり）規則のほうがこの1枚目。（「そうです」の声あり）1枚目のほうが決定する規則ということなのですね。（「はい」の声あり）わかりました。

教育長（大友義孝） すみません。説明を割愛させていただきましたが、資料編のほうの資料1と右上のほうに入っている部分につきましては、これは前回お示しした部分です。資料2のほうは、そのどの部分を修正したのかというところでありまして、第1条の報酬のところ中央バー引いております。これを削除させていただき、次に、前にありました「1,600円」のところですね。5条3項というのがございましたけれども、これを全部削除させていただきました。以上のような内容でございますので。

委員（千葉菜穂美） はい、わかりました。

教育長（大友義孝） そのほか質疑ございませんか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） ないようですので質疑を終結いたします。討論に入りますが、討論ございませんね。

各委員 「ありません」の声あり

教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、ないようですので討論を終結し、採決に入ります。

議案第1号 美里町部活動指導員設置規則について承認したいと思います。賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第1号 美里町部活動指導員設置規則については可決されました。ありがとうございます。

日程第 3 議案第 2号 美里町学校給食費に関する条例施行規則について

教育長（大友義孝） それでは、次に、日程第3、議案第2号 美里町学校給食費に関する条

例施行規則について並びに日程第4、議案第3号 美里町学校給食調理施設運営規則について、この2カ件につきましては関連性がございますので、一括上程をさせていただきたいと思いません。

本議案の説明をお願いいたします。

主幹兼学校給食係長（小南友里） それでは、私のほうからご説明申し上げます。

今回、美里町学校給食費に関する条例施行規則及び美里町学校給食調理施設運営規則の上程につきましては、町の3月議会で、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例及び美里町学校給食調理施設条例並びに美里町学校給食運営審議会条例が可決されたことによりまして、こちらに関連する美里町学校給食費に関する条例施行規則及び美里町学校給食調理施設運営規則の改正を提案したものです。

内容につきましては、美里町学校給食費に関する条例施行規則の部分につきましては、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の中で学校給食の実施対象者に係る改正が行われまして、教育実習生等学校給食を提供する必要があることから、学校給食費に関する条例施行規則におきまして教育実習生等にも給食費を提供できるように定めをしております。

また、学校給食費に関する改正の部分で、学校給食費の額を美里町学校給食運営審議会に諮問し答申を受けて規則で定めることとしておりますので、この給食費の額の部分について今回提案しています美里町学校給食費に関する条例施行規則のほうに金額の定めをしているところでございます。

その条文の部分につきましては、給食費の先ほどの職員以外の給食の提供の部分につきましては、第14条の「臨時給食の対象者」という部分に学校給食の提供を受けることができる者を第1号から第7号まで定めをしまして、教育実習生などは2号の条文に定めることで給食の対象者を具体化してございます。

また、給食費の額の定めにつきましては、こちらは第5条の部分におきまして「給食費の額」ということで、「条例第3条第2項に規定する給食費の額」を「各号に掲げる月の区分に従い当該各号に定める額とする」ということで5条に定めをしております、第1号で4月から給食費を納入していただくことを定めまして、ただし幼稚園の年少の学年に該当する子供たちの給食については5月から始まりますので、そういった子供たちに関しましては5月から給食費の徴収を始めることをこの5条関係で定めております。

そして、具体的な金額としましては別表に定めをしております、最終の別表第1（第5条関係）ということで、給食費の月額につきましては、幼稚園は3,100円、小学校は4,3

000円、中学校は5,000円を徴収するようなことで定めをしております。

この金額につきましては、今年度の金額と比較しまして給食費の徴収が1回ふえるということとでそれぞれ500円程度の差がございます。500円程度少なくなっているという形です。現在の金額、幼稚園は3,500円、小学校は4,800円、中学校は5,500円でしたので、それを第1号に別表のほうに定めているとおり徴収するような形で規則で定めをしております。

別表第2の部分につきましては、昨年と同金額となっております。

また、8条、11条、12条にありました文言は、こちらのほうで調整して統一を図っております。

以上が、美里町学校給食費に関する条例施行規則の説明でございます。

続けて、第3号の美里町学校給食調理施設運営規則の説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの部分は、美里町学校給食調理施設条例の改正に伴いまして、美里町学校給食調理施設運営規則のほうも、こちらに美里町学校給食運営委員会の規定がございました。その文言が今回削除されている形になっております。

あわせて、こちら前回条例第3条の第3項の部分ですけれども、「栄養士等は学校給食日誌を作成し、記載事項について所長の後閲を受けるものとする」とあったものを、「記載事項については美里町学校給食調理施設条例に定める学校給食調理施設の各施設の長」という文言に改めてございます。

それから、本日、こちら第4条の2項にございます「学校給食用物資取引指名願(別記様式)」という資料が抜けておりましたので、ただいまお配りしたいと思っておりますが、よろしいですか。(「はい」の声あり)

教育長(大友義孝) では、議案の説明を終わります。

ただいまの説明の中でありましたように、今般それぞれの条例が3月で可決をいただいております。それに伴います細部についての規則を今回は全部改正をして制定をしたいということからの提案でございます。

委員の皆様ご存じのように、さきには学校給食の調理施設条例というものがございまして、施設条例といっていますが、中身は施設の設置と運営審議会の中身が2つかけ合わせられた内容でした。これを2つに分割して条例を定めました。

それぞれ分割したものに対して今回は施行規則を進めていくことになるんですが、1つは、施設の運営については当然必要であるということでございます。それから、第2号議案のほう

の給食費に関する条例については全く別個の給食費の額を定めているものですから、それぞれ別個のものになったということでございます。

それでは、1つ1つ進めたいと思いますが、まず、議案第2号 美里町学校給食費に関する条例施行規則につきましての質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長(大友義孝) ないようでございますので質疑を終結させていただきまして、討論に入りたいと思います。討論ございますか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長(大友義孝) ないようでございますので討論を終結し、採決に入らせていただきます。

議案第2号 美里町学校給食費に関する条例施行規則について、本案は原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の皆さんの挙手を求めさせていただきます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第2号 美里町学校給食費に関する条例施行規則については可決されました。ありがとうございました。

続きまして、議案第3号 美里町学校給食調理施設運営規則について審議をさせていただきます。

この件につきましてご質疑ございますでしょうか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長(大友義孝) ないようですので質疑を終結させていただき、討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

各委員 「ありません」の声あり

教育長(大友義孝) ないようでございますので討論を終結させていただき、採決に入ります。

議案第3号 美里町学校給食調理施設運営規則、本案は原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。挙手全員でありますので、議案第3号 美里町学校給食調理施設運営規則につきましては可決されました。

教育長(大友義孝) 以上で本日の会議の日程は全部終了いたしました。

これをもって平成30年4月教育委員会臨時会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

午後 1 時 2 0 分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 角田克江が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____